

当面すこぶる急を要する解決問題となっていたのである。このような方向づけのもとで、神奈川県戦時軍人家族救護会をはじめ、郡市町村単位の救護会、恤兵会、尚武会などは再編成されていく。もっとも県の軍人家族救護会は、その規則第一一条にすでに明記されているように、事業の必要がなくなつたときには解散し、そのさいには、残りの財産は軍人遺族の救護を目的とする団体に寄付することになっていた。各地の家族救護会も、だいたいこの線にならっていたようであり、小田原町出征軍人家族援護会をとりあげてみると、ここでは、一九〇六年三月に委員会を開き、決算の認定、会則の改正を議決し、援護事務を閉鎖し、委員会を解散している。そして、会の残金百七円三十一銭二厘を小田原軍友会へ引き継いでいった（『明治小田原町誌』下）。

このような措置は、「戦時」から「平時」へのたんなる切り換えではなく、戦時下における「挙国一致」の雰囲気戦後にもちこみ、戦後経営の基礎にするよしとする試みでもあった。

ところで、戦後経営への展望をみきわめることは容易ではない。かつて横浜正金銀行ロンドン支店に勤務し海外経験も豊かで、その後、横浜火災保険株式会社取締役の職についている横浜商業会議所特別議員土子金四郎は、すでに「戦後経営と貯蓄奨励」という文章のなかで、日本人は戦場で勝利をしめる勇氣はあるが、「事業経営に勝者たるの智」に欠けると皮肉まじりに批判し、とにかく「賭博的観念」を一掃して「富を増殖」する方法を講じなければならぬと提案していた（横浜商業会議所『月報』明治三十七年六月二十五日）。また、「横浜港湾改良の急務」を説く横浜市長市原盛宏は、「国富」の増殖を実行するには、日本の商業の繁栄をはかる以外に道はなく、だからこそ「商業の機関即ち港湾の設備」がどうしても必要であると具体的に提案していった（横浜商業会議所『月報』明治三十八年八月二十五日）。都市部からみても、こういう実情であるから、ましてや、経済財政状態が変化している農山漁村では、見通したいへん暗かった。

だからこそ、周布知事は、講和条約締結の後で郡長会を召集し、その席上で、日露戦争が東アジアにおける「我帝国ノ地位ヲ確立セル」ことになったのであるから、これにともなう「光輝アル国運」の発達をはかるには、郡長が善導して「穩健ノ思想ト進取ノ気象」を県民のなかで豊かに育てあげる必要があると、もっぱら精神面からの引き締めを説かざるをえなかった（資料編II近代・現代(1)二二一）。それだけに、戦後経営の前途は、県政の立場からでさえも多くの困難がつきまとうことを見通していたといえよう。

第二節 地方改良計画とその運動

一 地方改良会の結成事情

戦後づくり 日露戦争に勝利したとはいえ、政府は、すでに戦前から農村産業組合運動をつうじて地方改良事業を推進しよ
への模索 うとしてきたその農村建て直し政策を本腰をいれて推し進めざるをえなくなっていた。たとえば、地方自治体

を強化するうえで指導的役割をはたした内務省参事官井上友一は『自治要義』（明治四十二年刊）のなかで、「戦後の経営は国力の充実に俟ち国力の充実は地方自治の力に俟つべき」ことが多いとのべ、欧米諸列強に日本が肩を並べて競争し続けるには、この「日本帝国」を町や村から支えなければならぬことを力説していた、そのために、井上は、かつて日清・日露戦間期の一九〇一（明治三十四年）年、「列国ノ形成ト民政」のなかで、欧米諸国が対外進出に乗りだすうえで国内の地方経営に力を注いできた関係を的確にとらえ、地方自治体における産業振興、勤儉貯蓄、民心統一、政争絶滅などの問題をとりあげていたそ

の課題を、日本でも具体的に解決しようとしていたのである。

たしかに、政府は日露戦争後、「国運」をゆるぎなきものにするために、町村の建て直しに力を注がなければならなかった。このことは、すでに、戦争終結直後の十月、政府筋から県知事、郡市長をとおして町村長にも伝えられていた。その内容を中郡長白根鼎三から大磯町長宮代新太郎あての「中庶第三七六八号」でみると、戦争が終り平和の確立する日が近い今日、「国力ノ発展ハ今後拳国一致」でますます全力をそそがなければならぬ、それには国民の「穩健ノ思想ト進取ノ氣象」を善導し育てる役割をつとめるのは町村長にまたなければならぬので、この趣旨を理解してその職責をまっとうして欲しいというのである（資料編11近代・現代(1)二二）。

このような基本線にたって、日露戦争後、さまざまな試みが打ちだされていくが、その一つが内務省、農商務省の官僚を中心に、政治家、財界人、学者を結集して結成された半官半民団体の報徳会である。報徳会（一九二二「大正元」年に中央報徳会と改称）を組織した狙いは、その会告に「誠実勤勞の民風、協同推讓の精神を作興し、道徳、經濟、自治、教育の各方面に亘りて、互に其連絡一致を計り、之が改良發展を期す」と掲げているように、あくまでも二宮尊徳の報徳主義の精神にそって、地方の人びとの「經濟と道徳の調和」をはかろうとする教化政策にほかならない。この考え方は、また、当時の内務省の地方自治育成の基本思想ともなっていた。報徳会は一九〇六（明治三十九）年四月から機関誌『斯民』を発行していくが、この会の第一回夏期講習会が、足柄下郡の小田原町でおこなわれたのである。尊徳のゆかりの地であるという事情もあるが、一九〇七年八月のはじめに開かれたこの講習会には、全国から二千余名が集まったという。その内容は、岡田良一郎「報徳の要旨」、床次竹二郎「地方人士に望む」、桑田熊蔵「自治の財源」、井上友一「報徳の本義」、一木喜徳郎「先憂後楽の真意義」、留岡幸助「二宮翁の足跡」、中川望「地方の篤志家に望む」など、そうそうたる顔ぶれで、解決を要する差し迫った問題をとりあ

げたものが多かった（大霞会『内務省史』第一巻）。こうした試みからでさえ、内務省がいかに地方改良に力をそいでいこうと
していたかがわかる。

落ち込む民力

政府が首頭をとって、地方の改良を推し進めなければならぬほど、町や村はいろいろな問題を抱え、疲弊
に苦しんでいた。資本主義経済の波が町や村の底辺にまでおよび、地主・小作の間の対立も表面化してきて
いた。たとえば、高座郡相原村でも、日露戦争のさなかの一九〇五（明治三十八）年の一月、相沢菊太郎はすでにこうした事
態を憂慮して、地主会設置の建議案を作成していたのである。この建議案はたして提出されたのかどうか明らかでないが、
相沢がこうした発想をあみだし成文化したその経緯をたどてみると、そこに村々の現実の姿をとらえることができる。

近來地主ト小作人トノ間ニ於ケル其内心常ニ相反スルノ傾向アリ、是果シテ種々ノ原因ニ依リ然ラシムルトハ謂ヘ如斯ハ何
ソ、彼我誠意ノ欠乏セルノ極ト言ハンヤ、其結果蒙ル所甚大ニシテ行政ヲ害シ殖産ヲ減シ民力ヲシテ自然微弱ナラシムルニ
至ルハ、甚タ憂慮ニ堪ヘサルナク（以下略）

この文章は「地主会設置之義ニ付建議」のなかの一節で村の状態を説明した部分である（『続々相沢日記』）。だからこそ、相
沢は地主、小作間の改良をはかるべきことを提案しようとしたわけであるが、一種の階級対立が村内を揺り動かしている事情
をここから知ることができる。

山間の村ですらこのありさまである。ましてや、橘樹郡川崎町（現在 川崎市）およびその周辺の村々らは、工業化の動きに
巻き込まれ多くの試練に直面していた。すでにはじまっている工場用地の買収、やがて、日本鋼管株式会社が工場建設に着手
し、京浜工業地帯を形づくっていく道がひろがり始めるにつれ、用水や道路問題をめぐり、あるいは多摩川の治水問題にか
んして工業と農業の間の摩擦も激しくなっていく気配にあった（『川崎市史』）。しかも、ほとんどの町や村は、これまで長い間

悩まされ続けてきた河川の氾濫とか海岸地域での高波による自然災害への予防にもいよいよ本腰をいれて対処していかなければならない。

こうした事態のもとで、にもかかわらず、町村の財政状態は、国家財政の急速な膨張にともない、府県税、町村税がかさばみ、そこへもってきて、戦時非常特別税法が日露戦争後にもひき続き適用され、悪化の一途をたどるばかりであった。

この事情は、一九〇七（明治四十）年、愛甲郡の町村長会において、国松英太郎郡長がその演説のなかで、町村税の滞納額が年を追うごとにかさばみ、現在の滞納額は驚くべき巨額に達していることをのべている事情からも読みとることができよう。清川村役場の『町村長会共議案綴』にのっている国松英太郎郡長の報告要旨をみると、町村税の滞納のために町村の財政が乱れに乱れ、町村内の諸々の施設の運用は頭打ちになり、ひいては混乱や紛争をひきおこして自治の発展をさまざまげかねない事情にあった。だから、郡長は、政府当局の意向を受けながら、国力培養の一環として地方事業の施設の充実と奨励のために町村長の技能と奨励を要請し、あわせて、町村の事情に応じて滞納整理につとめることを力説していかざるをえなかった（資料編11近代・現代(1)二二五—）。

地域における経済力の落ち込みにもなる市町村民の担税能力の低下は、ひとり愛甲郡のような限られた地域のできごとではなく、県下全般に共通した傾向であった。いま、その事情を日露戦争をはきんでその前後を郡市別に年次ごとに追ってみると、全般的に戦後、滞納額も、また滞納者も増加していること、そして、第八表からもうかがえるように横浜市近郊の橋樹、都筑二郡から高座郡、それから中郡より県西の足柄下郡、北部山間地帯の愛甲、津久井の両郡にかけて滞納者が続出してきている。しかも、滞納額の整理は、それぞれの町や村で努力を重ねていたとはいうものの、足踏み状態であった。

そこで、県は、一九〇七年五月、市町村税等の滞納の一掃をめざして「市町村税其ノ他諸収入滞納整理手続ヲ定ムルノ件」

第8表 市町村税その他諸収入滞納額取調結果

(1907年6月15日現在)

郡市	年度		1904 (明治37)	1905 (明治38)	1906 (明治39)	計
	1902 (明治35)	1903 (明治36)				
久良岐郡	—	132,930 人 (165)	148,630 人 (161)	200,710 人 (199)	948,160 人 (908)	1,430,430 人 (1,433)
橘樹郡	315,020 (642)	638,710 (969)	610,460 (1,127)	1,121,770 (1,894)	1,378,440 (1,887)	4,064,400 (6,519)
都筑郡	331,889 (580)	648,529 (1,159)	663,825 (1,127)	935,810 (1,638)	1,776,030 (2,314)	4,356,083 (6,638)
三浦郡	—	—	47,920 (23)	404,200 (282)	2,034,659 (1,303)	2,486,779 (1,608)
鎌倉郡	230,488 (210)	164,090 (156)	130,617 (151)	226,064 (203)	1,849,770 (596)	2,601,029 (1,316)
高座郡	158,747 (141)	201,355 (191)	309,910	534,501 (413)	3,699,109 (3,215)	4,903,622 (4,209)
中郡	444,113 (708)	517,675 (1,037)	692,680 (1,135)	1,426,842 (2,369)	3,651,518 (5,209)	6,732,828 (10,458)
足柄上郡	83,963 (100)	55,521 (72)	205,124 (347)	219,005 (293)	389,779 (563)	953,392 (1,375)
足柄下郡	2,638,338 (2,325)	2,132,882 (2,799)	2,001,850 (3,010)	2,862,506 (3,826)	5,375,030 (5,023)	15,010,606 (16,983)
愛甲郡	415,250 (552)	503,350 (718)	661,069 (999)	990,263 (1,236)	3,233,232 (3,061)	5,803,164 (6,566)
津久井郡	178,587 (147)	260,019 (282)	330,324 (321)	611,757 (508)	4,752,276 (3,513)	6,132,963 (4,571)
横須賀市	—	—	—	—	4,658,550 (3,302)	4,658,550 (3,320)
計	4,796,395 (5,405)	5,255,061 (7,548)	5,802,409 (8,650)	9,533,428 (12,861)	33,746,553 (30,514)	59,133,846 (64,978)

1) 『神奈川県公報』1281号(1907年12月10)から作成

2) 表のなかの()の数字は滞納人員

という訓令第三二号をだして、翌年三月末をめどに市町村になかば強制的に滞納整理を命じたのである(『神奈川県公報』第一二五三号)。その整理の経過をみると、この年の夏から秋にかけて、津久井郡下の約七〇割の実績を筆頭に、鎌倉郡の約六十三割、高座郡の約五十二割をはじめ、『神奈川県公報』(第一一八一号)で県下平均をみると約二十六割にのぼっていた。そういった。そうとうな強行整理である。

この整理の実績の一端は、民力に余力があるからできたというのではなく、財産差押と売却処分をともなう強制力によっているから、民力の回復はむしろ困難になっていた。しかも、この年は、周布公平知事の臨時県会での表現によれば、県下全域が五十年來ぶりの大水害の被害を受け、そのために、地域経済の不安はむしろつっていった。県議会は、被害を受けた地域の悲哀を救い道路・橋梁きょうりょうの復旧工事に臨時部土木資金、二万一千七百余円の支出を認め

たが『神奈川県会史』第三巻)、これだけでまかないきれぬものではなく、県当局は、復旧費約九十四万八千八百余円のうち、国庫補助金約二十八万余円をのぞく大部分の費用は、県債で四十万円、残りは地租、戸数割ならびに家屋税を増額して補おうとしていた(『横浜貿易新報』明治四十年十二月二十日付)。

それだけに、負担は二重、三重に県民の肩にふかく食い込み、民力をどう回復していくかという問題は、日露戦争後の地方経営にとって、それこそぬきさしならない争点になっていたのである。

自力更生への指針

民力の向上をはかるためには、市町村の負債の償還と基本財産の増殖をうながし、それぞれの市町村民に「勤労進取」の気風をうえつけ、共同一致の精神をおこしていくことがまず先決であると考えられていた。このことは、一九〇八年の各郡の町村長会における郡長の演説内容をもてもあきらかである。愛甲郡町村長会を例にとってみると、郡長は内務省・県の命を受けて、いまのべてきた目的を達成するために、町村役場が主導権をもって、住民の負担を増し民力の低下をもたらすような不急の事業を避けるようにすること、また、土木、教育、勸業、衛生事業を住民の負担による協議費でまかなう慣行を改めてこれらの事業を町村役場の経営に移し、住民を「公共ノ事」に尽力せしめていくことを強調していた(資料編11近代・現代(1)二二五―二二六)。

地域の疲弊を断ち切っていくためには、市町村の内部から、住民の負担をできるだけとりのぞいて、自主的に自治体再建をはかっていく以外に道はないというのが、内務省・県当局の考え方であった。

この間、この年の夏、ふたたび内閣を組織した桂太郎は、当時の社会情勢をみて、貧富の差がはなはだしく、国民や社会の間にスキマ風が生じ、ともすれば秩序や安寧がそこなわれる傾向が強まるのは欧米の歴史に照らし合わせてやむをえないことであるが、それだけに「国民の道義」をたかめる必要があると説いていた。そして、十月には戊申詔書ぼしんが発布された。戊申詔

書は社会で高位にしている者も、下層の者も心をひとつにあわせてそれぞれの職業に精をだし、生活を質素にして一生懸命働き、日本の良い習慣や風習を守り、浮わついた気分をとりのぞき、気力を養うようつとめることを強調している。その意味で、この詔勅は、国民への生活規範をはじめ示したものであったといえよう。

しかも、この詔書は、内相平田東助のもとで実施されていく地方改良運動を方向づけていた。が、ひとまず、戊申詔書が、地域の指導者たちによって自治体の強化のためにどのように受けとめられていたかをみておこう。

まず、県知事は、郡市、町村当局者にはもちろんのこと、県農会長として郡市農会長をつうじて町村の農会にたいし、「勸農殖産」の見地から「報效ほうこうの誠」をつくすためにつきぎのような希望事項をあげていった。すなわち、(1)農業指導者と農民の事情を密接にして事業の連絡をはかること、(2)すぐれた精農を表彰し、農家の模範をつくっていくこと、(3)後進を啓発し、忠実な農民を養成すること、(4)できるだけ小区域で耕作または競技会を催して技術を習練せしむること、(5)他の郡市に視察員を派遣して長所を採用し欠陥を是正していくこと、(6)共同の取引を助成して産業組合の企画をはかっていくこと、(7)時間を励行し、勤儉貯蓄の風をおこし、農村の風俗習慣の改善を促進すること、(8)農業改良の計画を確立し実行に移していくこと、以上の八項目である（『神奈川県農會報』第四二号）。これらの項目は、農事改良に的がしぼられているが、「勸農殖産」の実をあげていくことが、町や村の再建にとつての基礎であることを考えれば、戊申詔書を引き金にして農事振興を具体化するというのはとうぜんのなりゆきであった。

戊申詔書の趣旨の徹底をはかるために、農会筋においては詔書の謄本を複製して十二月十一日に郡市町村農会に配布し、今後、大会やあるいは儀式のさいにこれを読みあげるよう指示がだされていた。こうしたことは、もちろん農会だけではなく青年団、処女会など町村のあらゆる団体にも要求されていくが、さらに、町村役場をつうじて戊申詔書奉読式をおこない、一般

に効果をあげていこうとしていた。その拠所よりどころとなったのは、「神奈川県訓令第一号戊申詔書奉読規定」である。

では、この訓令はどのように生かされていったか、中郡大山町（現在伊勢原市）の場合をとりあげてみることにしたい。この町では、翌一九〇九（明治四十二年）十月下旬、町役場から仕長宛に、十一月三日の天長節に「御詔書奉読式」を挙行するにあたって、町会議員、各教導職、仕長はもろんのこと、なるべく一戸一名ずつ参列するよう通牒を發した。その理由は、国力増進の基は「國民自強ノ精神ト其実行」にあり、したがって、民間の資力の充実をはかつていく進取経営の気性と民力の向上、風気の作興を植えつけるためである。伊勢原市役所蔵『明治四十年起回議綴』のなかの関係書類をみると、こうした「戊申詔書奉読式」を機会に、兵役退營や入營の送迎がともすれば華美虚飾に流れる風習を廃止したり、納税予納貯金組合規約をつくり、日掛もしくは月掛によって年間の負担納税額にみあう金額を貯金することをとりきめていった（資料編11近代・現代(1)一二一）。

また、町村によっては、高座郡相原村（現在相模原市）のようにわざわざ「戊申」の二字をつけて戊申大詔紀念相原村勤儉貯蓄組合を組織し、村びとがしっかりと働き利潤を上げた分と、節約して余裕のできた財とを貯蓄にまわし、「一家一郷ノ繁栄」をはかる計画を実行に移したところもある。相原村では、そのために組合員に時間を無駄にしないこと、早起、夜業の励行、職業の精励、副業の増進、分度ぶんどを守り虚飾を戒むることなど十二項目を義務づけながら、夜間作業で得た収入、春秋二季の屑蕪代金の一部、米麦などの收穫物、廃品の代金の一部などを貯蓄することを規約のなかに具体的にうたっていた（相模原市立図書館古文書室蔵『戊申大詔紀念書類』）。このような勤儉貯蓄組合は、多くの町村では、多かれ少なかれ日露戦争後につくられた組織を改組し充実をはかっている形をとっていたようである。

地方改良の組織づくり

町や村で勤儉貯蓄組合とか納税組合をつくりなおし貯蓄の増進と滞納防止にのりだしたのは、あきらかにそれだけの町村の安定を自力で回復しようとするためであった。このような組織・施設づくりは、青年会、婦人会、処女会のような団体にも波及し、たとえば、新磯村をのぞく相模原地域六か村の青年会十三のうち、一九〇九（明治四十二年）と十年に設立された団体は八を数え、これらの青年会は地方改良運動のなかで改組して道路修繕、桑樹栽植、補習教育、造林、縄ないなどの事業にたずさわっていったという（『相模原市史第三巻、第六巻』）。

地域からのこうした自力更生の試みのなかで、内務省が音頭をとって地方改良運動の計画が打ちだされてきた。この地方改良計画は、「戊申詔書」の発布と関連しているが、その狙いは、「名実伴はざる一等国」日本を底辺から支えていこうとするところにかかっていた。運動としては、内務省を頂点に、道府県知事から郡市長、さらに町村長という手順で行政の組織をつうじて進められていく。

そこで、神奈川県では、一九一〇（明治四十二年）四月、第一回県地方事業功労者表彰式がおこなわれたさいに県地方改良会を設置し、規則を制定してスタートをきることとなった。県地方改良会の目的はその規則の第三条にうたっているように、「教育ニ関スル勅語及戊申詔書ノ聖旨ヲ奉体シ地方ノ改良」をはかることにあった。そのために、県の地方改良会を中心に、郡市に支部を設け、その下に町村単位で会員を募集しようとしたのである。だから、地方改良会の会員資格は、「神奈川県地方改良会規則」をみると、その第四条、五条であきらかなように、県内在住者であれば誰でも入会でき、さらに、この運動の指導者になることができる道がこうじられていた（資料編11近代・現代(1) 二二六）。要するに、県民丸がかえの運動を目論んでいたのである。

県知事を会長に、そして副会長に県内務部長をすえた県地方改良会を頂点にして、郡市ごとの支部で組織づくりを進めてい

くが、支部設置にはがいして苦慮していた模様である。地域でのこの動きを郡と町村の関係でみていくと、たとえば、中郡大磯町の場合でも、地方改良の趣旨は、かならずしもたやすく受け入れられていたとはいえない。

この年の五月末、中郡長で県地方改良会中部支部長をつとめる白根鼎三は、町村長の会合の席上で地方改良会員の募集の件を要請し、さらに、郡役所通達「地方改良会ニ関スル件」(中庶二〇〇七号)で町村役場吏員、教員など公職についている者、神官、僧侶、篤志者、有力者などを会員に勧誘するよう指示する手続きをとった。ところが、大磯町役場が会員になることに賛成した町内四十六名の名簿を郡役所に送ったのは、なんと九月の中旬になってからである。この間、町役場は郡役所から四回にわたって督促照会の通達を受け取っていたありさまである。郡役所所在の町でありながら、どうしてこれほどまでに手まどったのかというと、大磯町役場からの通知(第七二七号)によれば、地方改良会の趣旨を誤解したり、連絡をつけようとしても、人によってはなかなかその機会をうることができなかったためらしい。しかし、難航を重ねながらも、大磯町で地方改良会に参加した会員四十六名の内訳は、町の公職についている人びとや町内の有力者、寺院住職である。

始動する地方

改良会支部

中郡では、郡下各町村からの地方改良会がそろった十月二十八日、大磯町尋常高等小学校で神奈川県地方改良会中部支部発会式を挙行した。この発会式には、周布県知事をはじめ県庁職員、内務省からは生江孝之(なまがたけ)の囑託が出席し、たいへんな盛況をきわめたと報じられている。支部長の白根郡長は発会式の式次第、すなわち「君ケ代」の斉唱、教育勅語、戊申詔書の奉読について、まず支部発会にいたる経過と地方改良の目的手段について説明をおこない、支部は、今後、郡の青年会をはじめ各団体の指導者となって「協同一致以て殖産興業」につとめ、「健全なる徳義」を涵養すべきことを説き、周布知事は「郷党の発達進歩」は「戮力同心」(りくりくどうしん)にまたなければならぬという趣旨の訓示をおこなった。また発会式後、午後から、白坂県事務官、山本横浜貿易新報社員、生江内務省囑託の講演会を催し、地方改良の必要性を説きその実践例